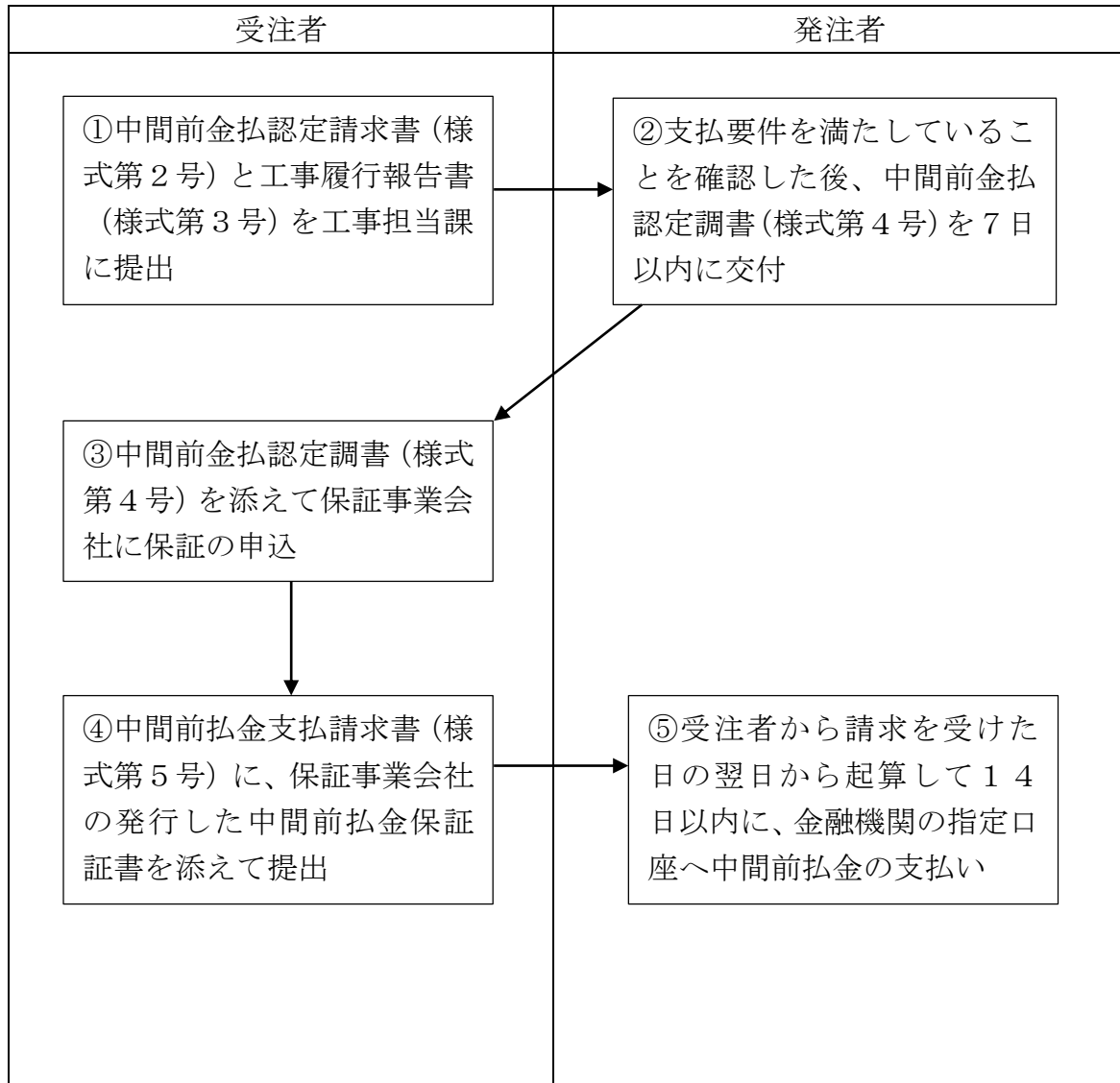


中間前金払請求の流れ



- ①「中間前金払認定請求書（様式第2号）」と「工事履行報告書（様式第3号）」での確認が困難な場合は、写真等の追加書類を求めることがあります。
- ②発注者は、認定請求に基づき審査した結果、認定要件を満たしている場合は、受注者に対して、認定請求書を受理した日から7日以内に「中間前金払認定調書（様式第4号）」を交付します。
- ③受注者は、保証事業会社に対して「中間前金払認定調書（様式第4号）」を添えて、中間前金払に係る保証契約を申し込みます。
- ④保証事業会社と保証契約を締結することにより、「中間前金払保証証書」が受注者に発行されるので、「中間前払金支払請求書（様式第5号）」に「中間前金払保証証書（正）（副）」を添えて、財政課に提出します。
- ⑤発注者は、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払います。
（振込口座は前金払と同じ口座）